

平成 28 年度

第 5 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 28 年 8 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市役所東城支所 3 階 大集会室

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 2 8 年 9 月 1 日公告）の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良		○	31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖		○	36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美		○	39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬		○
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子		○	(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森末 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効	○		出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は会長が欠席ですので、農業委員会規則第3条第3項によって、会長代理に議長を務めていただきます。

それでは、川本会長代理より、開会のご挨拶をいただき、引き続き、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

会長あいさつ（会長：あいさつ 以下 略）

議長：それでは、会議を開会いたします。
ただいまの出席委員は 37 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。
13 番木村委員さんと 14 番原田委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。
なお、受付番号 20 番は取下げとなりましたので、受付番号 18 から 19 と 21 番の 3 件について、事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤委員

18 番と 21 番については、いずれも農地を新たに取得することとなっているが、21 番については、新規所有にもかかわらず、田植機まで所有されており違和感があるが事務局では聞き取りを行っているか。

事務局

譲渡人の子は同居、今回譲受人の孫は隣接地で住居を構え 3 世代同居に近い形である。とお聞きしている。申請農地の作業は、子やその子である孫が行っており、農業世帯的には、田植機を含め、ほぼ全ての農機具を保有されているとのことでした。

議長：そのほかありませんか。

（なしの声あり）

議長：ないようですので、採決に移ります。
「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 18 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：受付番号 19 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：受付番号 21 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 以下 概略）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 28 年 8 月期の申出分については、別紙 「平成 28 年 9 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。
平成 28 年 9 月 1 日付け公告し、平成 28 年 9 月 1 日付けより契約開始となります。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号7から9の3件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号7

位置等：説明資料の2ページから3ページに記載
転用事由：駐車場
他法令：なし
資金計画：自己資金で対応
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外済み
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号8

位置等：説明資料の2ページから4ページに記載
転用事由：車庫・防火用水槽
他法令：なし
資金計画：自己資金で対応
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外手続中
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号9

位置等：説明資料の2ページから5ページに記載
転用事由：駐車場
他法令：なし
資金計画：自己資金で対応
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外手続中
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第4条の規定による許可について」

受付番号7を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号8を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号9を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号4から7の4件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号4

位 置 等：説明資料の2ページ、6ページに記載
転用事由：太陽光発電設備、墓地
他 法 令：再生エネルギー認定済、墓地埋葬法については手続き中
資金計画：全額借入
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外手続き中
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号5

位 置 等：説明資料の2ページ、7ページに記載
転用事由：事務所、倉庫、駐車場
他 法 令：
資金計画：自己資金で対応
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外手続き中
農業委員、事務局により現地調査を行い隣地の所有者への同意、市道改築届の提出、造成時に排水路
など設置することを指導の上、許可妥当と判断

受付番号6

位 置 等：説明資料の2ページ、8ページに記載
転用事由：住宅建設用地。
他 法 令：なし
資金計画：借入れ資金で融資証明書が添付
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：都市計画区域の用途地域3種農地で除外不要
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号7

位 置 等：説明資料の9ページ、10ページに記載
転用事由：太陽光発電設備

他法令：再生エネルギー認定申請済み
資金計画：借入れ資金で融資証明書が添付
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外手続中
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」
受付番号4を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号5を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号6を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号7を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号22から27の6件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号22

位置等：説明資料の2ページと11ページに記載
潰廃事由：平成7年に農地を買受けたが、耕作不便のため放置したままで原野化した。」
現地確認：笹、カヤ、低木が繁茂する原野として確認

受付番号23

位置等：説明資料の2ページと12ページに記載
潰廃事由：地番1527番5は、宅地の一部として造成後、現在、納屋居宅の宅地、1528番1は、基盤整備の範囲から外れ、現在、庭となっている。」
現地確認：長年に渡り宅地としての利用を確認

受付番号24

位置等：説明資料の2ページと13ページに記載
潰廃事由：道路拡幅のため分筆となった結果、農地利用が困難となった。その後、相続したが遠方に居住しており耕作を行うことがなかった。」
現地確認：道路の法面下の側溝と、水路にはさまれた約1メートル幅の細長い原野として確認

受付番号25

位置等：説明資料の 14 と 15 ページに記載

潰廃事由：ため池が潰れ、用水がひきなくなったなり昭和 31 年頃より耕作をやめ原野化となった。

現地確認：多年草が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 26

位置等：説明資料の 14 と 16 ページに記載

潰廃事由：ため池が潰れ、用水がひきなくなったなり昭和 60 年頃より耕作をやめ原野化となった。

現地確認：多年草が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 27

位置等：説明資料の 11 ページに記載

潰廃事由：昭和 40 年頃に母が病気となり労働力不足より耕作をやめ原野となった。

現地確認：雑木が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤です。

23 番について少し教えてください。

申請地の横の 1527 番 3 は田となっているが現況はどうなっているのか、それと、申請地の南側の地番がはいっていない白地は何か

15 番 増谷委員

白地は、青線水路です。1527 番 3 は田として残っているが青線水路の土羽のような部分となっている。ちなみに 1525-5 は排水路です。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番 22 から 27 の 6 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番 22 から 27 の 6 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時28分)